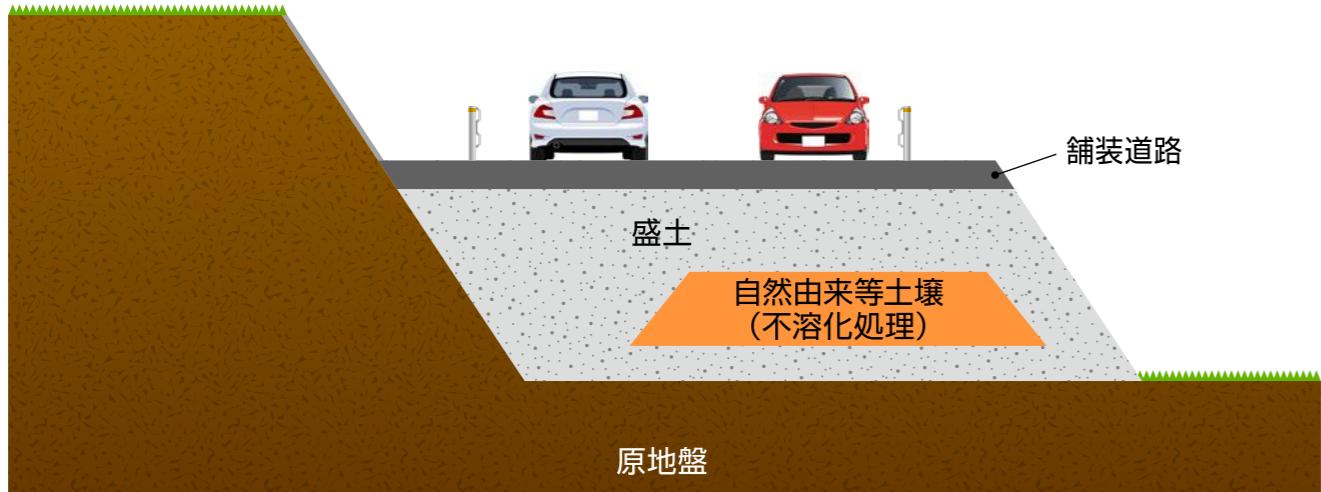


自然由来等土壤構造物利用施設の例

事業者	国土交通省 四国地方整備局
構造物の種類	道路法に基づく道路
特定有害物質の種類	砒素及びその化合物 鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物
地下水汚染防止措置	クラス2(不溶化処理)

施設イメージ



自然由来等土壤の搬出・処理状況



汚染土壤を構造物の資材として利用できるようになりました

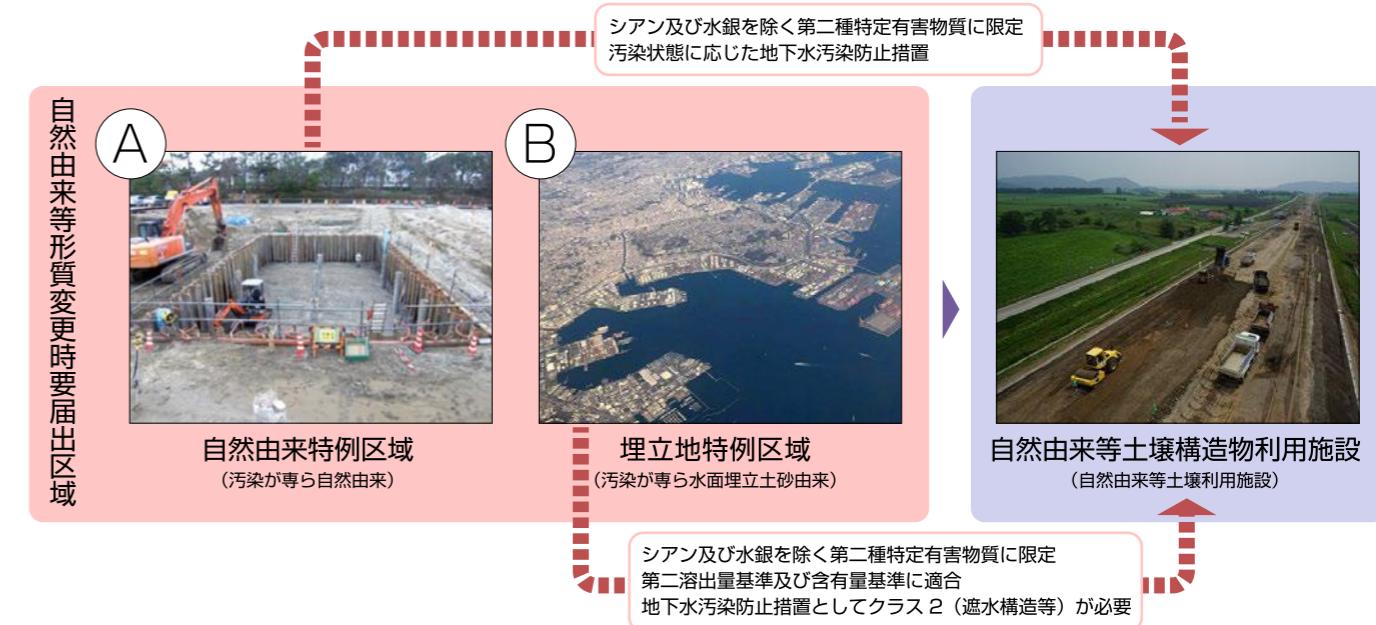
土壤汚染対策法の改正により、一定の要件を満たした汚染土壤を土木構造物の盛土材料などとして、利用できるようになりました

利用できる汚染土壤(自然由来等土壤)

利用できる汚染土壤は、以下のものです

- A. 自然由来特例区域の土壤であり、搬出する時も専ら自然由来であることが確認された汚染土壤
- B. 埋立地特例区域の土壤であり、搬出する時も専ら水面埋立土砂由来であることが確認された汚染土壤

※上記の汚染土壤をまとめ、自然由来等土壤と呼びます



利用できる構造物の一例

自然由来等土壤を利用できる構造物は、埋立終了後も土壤汚染対策法以外の法律により維持管理を適切に行うことができるものに限定されています。具体的には以下のような構造物で利用が可能です。

- 道路法に規定されている道路
- 港湾法に規定されている港湾施設(臨港交通施設)である港湾道路など

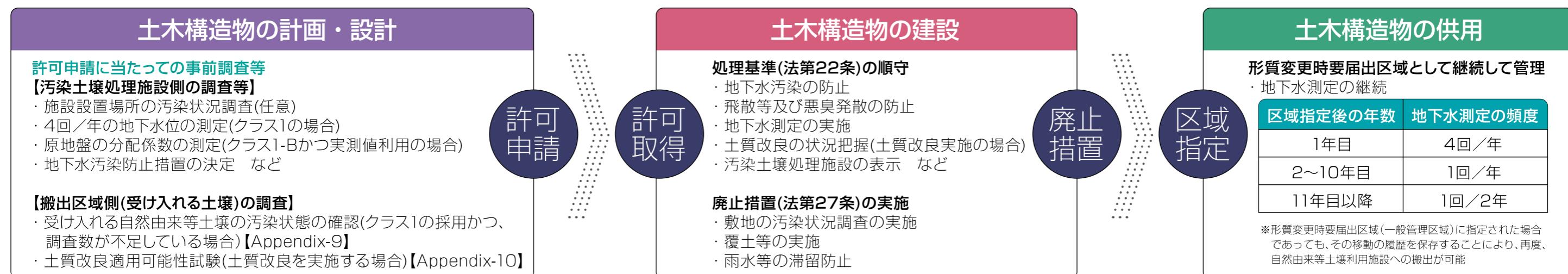


利用方法

構造物の資材として利用するにあたっては、飛散・揮散・流出・地下水汚染防止の措置が求められます。特に地下水汚染防止の措置にあたっては、利用する自然由来等土壤における特定有害物質の種類や濃度によって対応が異なります。

申請から廃止・管理までの流れ

自然由来等土壤を構造物の資材として利用する場合、汚染土壤処理施設（自然由来等土壤構造物利用施設）として都道府県知事等から許可を取得する必要があります（国等が実施する場合には協議の成立でも可）



地下水汚染防止措置の決定フロー

自然由来等土壤の汚染状態と地下水汚染防止措置

